平成２３年（フ）第８０号
高知県土佐市高岡町甲2008番地３
債務者　入江　みか
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８９号
高知市南御座４番５号　エトワール南御座201
債務者　中平　　敦
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９０号
高知市南御座４番５号　エトワール南御座201
債務者　中平由美子
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９４号
高知市介良570番地　県住６―206
債務者　松﨑　邦夫
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２号
福岡県三井郡大刀洗町大字中川2096番地１
債務者　中原　洋介
１　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８号
福岡県柳川市大和町塩塚723番地１　キャッスル塩塚１番館203号
債務者　髙田　真由
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５号
福岡県八女郡広川町大字新代112番地５
債務者　江頭　大輔
１　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４４号
宮崎県児湯郡新富町大字新田7801番地４
債務者　宮路　憲司
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０号
宮崎市京塚１丁目３番５号
債務者　後藤光太郎
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１号
宮崎県都城市北原町13街区５号
債務者　渡司　貴之
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３４号
宮崎県都城市下長飯町460番地６
債務者　柏田　美香（旧姓三坂）
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２２号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目14ニューライフかわむらＢ203号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘16番10号
債務者　稲村みゆき
１　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４０号
宮崎県日向市原町４丁目４番16号
債務者　吉原　美穂（旧姓中瀬）
１　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１２号
茨城県潮来市清水867番地219
債務者　森　　明彦
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７８９号
相模原市中央区千代田６丁目11番３号　セキハイツ４号室
債務者　伊藤　達男
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７９０号
相模原市中央区千代田６丁目11番３号　セキハイツ４号室
債務者　守屋　三子
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１号
相模原市南区上鶴間４丁目19番28号　フェリース東林間101
債務者　大柴　基史
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部